

「介護サービス情報の公表」概念図

①愛知県介護サービス情報公表計画の公表（目的・実施主体・実施方法等を策定。利用者や事業者に対して、県ホームページ等にて公表。）

愛知県
⑧情報の公表、修正
(公表内容)
既存: 基本情報, 運営情報 (報告月の翌月末まで)
新規: 基本情報 (報告月の翌月末まで)

愛知県

② 公表対象事業所へ報告月(期限)、開設2年目の事業所に対する調査対象である旨、調査の希望の有無の照会、公表月などを説明

③ 公表対象事業所から介護サービス情報の報告の受理。調査手数料(平均 21,600 円)を調査を希望する事業所が県に支払う。

公表すべき情報の報告
既存: 基本情報・運営情報、新規: 基本情報
○報告期限 既存: 県が指定する日までに事業所が県に報告
新規: サービス提供開始後1か月以内に事業所が県に報告

④ 調査対象事業所(開設2年目、調査を希望する事業所)について調査機関へ調査委託。

⑦ 調査機関から調査月の翌月15日までに送付がある調査結果を受理、修正。

改善命令及び指定取消
指定調査機関で対応できないケースなどについては、県が改善命令を行う。従わない場合は指定又は許可の取消しとなる。

- 介護サービス情報の報告をしない場合
- 調査を受けない場合
- 調査の実施を妨げる場合(手数料を支払わない場合など)
- 虚偽の報告をした場合

実地指導と同時に基本情報・運営情報の確認

指定調査機関(7機関)

- 特定非営利活動法人 あいち福祉アセスメント
- 特定非営利活動法人 「サークル・福寿草」
- 財団法人 総合健康推進財団
- 株式会社 中部評価センター
- 特定非営利活動法人 HEART TO HEART
- 株式会社 ユニバーサルリンク
- 特定非営利活動法人 なごみ(和)の会

⑤ 調査機関が調査対象事業所と調査実施日調整
事業所と日時を協議し調査日等を通知する。(通知内容: 調査日時, 調査員等)

⑥ 調査員調査

介護保険サービス事業所

- 介護サービスの種類(48種類)
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 等
- 上記の事業所で計画の基準日前1年間の介護報酬が100万円を超える事業所(基本情報・運営情報)
- 上記種別の新規事業所(基本情報のみ)